

一．反対尋問

- ・問題の所在について、結果的加重犯において重い結果（致死）について過失は必要か。
- ・判例について、なぜ、この判例を引用したのか。
- ・学説の検討について、相当因果関係説の折衷説を採用するが、経験的通常性、危険の現実化を言及しており、折衷説なのか。
- ・本問の検討について、「前方不注意の車が真後ろから追突するということは、異常性の高い事情である」としながら「その種の事情の介入によって死亡という結果に至るおそれがある」とはどういうことか。

二．立論

・学説の検討

1、因果関係をいかにして判断するか

- (1) 検察側は、3つの判断基準を混在させている。学説の検討の2の(3)のとおり、伝統的な折衷説、説を採用し、「経験的通常性」についても言及しさらに山口教授が分析した判例の基準を用いている(注釈8)。について、山口教授は「判例は被告人の行為の危険性が結果へと現実化した場合に、因果関係を肯定する」、「結果発生 of 直接的な原因が被告人の行為後の介在事情にある場合には、介在事情の予測可能性が因果関係を肯定するためには必要となる」¹と分析している。山口教授は「こうした判例の立場は基本的に支持しうる」と述べ、「因果経過を実行行為の客観的な危険性の現実化(実現)の過程と解する立場は、規範的考慮に基づき結果の行為への帰属を問う客観的帰属論ともはや差はない」²としている。

すなわち、検察の基準はC説()と差がなく、検察側自らがC()説に対してした批判が検察側自身にもあてはまるのである。

- (2) 弁護側は、D説のうち経験的相当性説³を採用する。行為時の危険にせよ、行為後の危険(因果経過)にせよ、経験則上稀有のもの、通常ありえないものは考慮すべきではない。何が経験則上稀有の危険であり、因果経過であるかは、洗練された応報思想を基礎とした決断の問題であるが、刑法における謙抑性の思想からは、応報感情も経験的通常性の枠内にとどまるべきである。介在事情が稀有であっても、それが行為によって「支配」「誘発」されたのであれば介在事情の異常性は緩和され、通常性に転化し得る。つまり、応報思想の妥当性が正当化されるのは、行為と介在事情との間に合理的関連性(支配、誘発)があるときに限定される。

2、結果的加重犯における重い結果についての過失の有無について

この点、結果的加重犯については、致死の結果についての認識・予見は不要であるとする考えもある。

しかし、結果的加重犯が基本犯よりも重く処罰される理由が加重結果の惹起による違法性の加重にある以上、責任主義の見地からは、加重結果についての責任を担保する過失の存在が要求されるべきである。⁴

・本問の検討

検察側の . 本問の検討の2(3)の 及び「行為後の介在事情が直接的原因となって結果発生」につき弁護側も同意する。

- (1) 検察側の注釈8の基準からは、結果発生 of 直接的な原因が後方の車の追突である本件においては、介在事情の予測可能性が必要となるどころ、かかる事情は特異なものであり因果関係は否定されるはずである。
- (2) 弁護側の基準からは、被告人が被害者をトランクに監禁した普通乗用車を路上に停車させたのは、ほぼ直線の見通しの良い道路上であって、この停止行為それ自体が追突事故を招くことはない。そして、後続車の運転手は被告人の車が見通しの良い道路上に停車していたにもかかわらず、前方不注意によって衝突したものであり、停車中の車のトランク内に被害者を監禁した甲の監禁行為と、後続車の運転手の行為との間に、事情を知ってこれを利用した、これを誘発した等の関係は認められない。よって応報は妥当でなく因果関係は否定される。
- (3) また、検察側と同じく、前方不注意の車が真後ろから追突するという事情は異常性が高く、したがって後方から車が追突したことによって監禁した被害者が死ぬという加重結果の予見可能性がないといえる。よって、加重結果につき過失がなく、結果的加重犯である監禁致死罪は成立しない。
- (4) 甲には監禁致死罪(221条・220条)は成立せず、監禁罪(220条)のみが成立するととどまる。 以上

¹ 山口厚『新判例からみた刑法』(2006)有斐閣10,11頁

² 山口厚『刑法総論〔第2版〕』(2007)有斐閣60頁

³ 西田典之『刑法総論』(2006)弘文堂99,100頁

⁴ 山口厚『刑法総論〔第2版〕』(2007)有斐閣188頁